

(電子メール施行)  
教体第1429号  
令和3年8月26日

県立学校長様

教 育 長

### 今後の部活動の取り扱いについて

学校長におかれでは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を取りながら教育活動等に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

しかしながら、県内での新規感染者数が1,000人を超える状況が続き、県立学校内でも部活動に参加した生徒の感染も増加しています。

また、昨日、本県の近隣県である滋賀県、岡山県に緊急事態宣言の発出が決定されるとともに、京都府に加え、両県と大阪府は部活動を原則休止するとの方針と聞いています。

つきましては、学校内での感染リスクを減らし、9月からの教育活動が安心の中で行うことができるよう、下記のとおり部活動を一時的に休止とします。

教職員、児童生徒への周知についてよろしくお願ひします。

#### 記

##### 1 部活動の取り扱い

8月30日（月）～9月12日（日）（緊急事態宣言の終期）まで原則休止する。

ただし、全国大会・近畿大会（その予選を含む）等への参加及び参加に向けた活動に限り、次のように最小限で実施を可とする。

・大会初日から起算して4週間前とする

※文化祭等が最終学年にとって部活動の最終発表会となっている場合は、大会と同様に扱う

・練習試合、合宿等宿泊を伴う活動は行わない

#### (お知らせ)

追加の感染防止対策として、「学校内に持ち込まない」ようにするために、児童生徒に対して登校時の体温測定を徹底するとともに、サーモグラフィーの整備を検討願います。

また、「抗原簡易キット」を全県立学校に配置するよう予算要求しています。